



長野県報

4月19日(月)
令和3年
(2021年)
第197号

目次

規則

勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 1

告示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 2

地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）…………… 2

広域連合の規約の変更の許可（2件）（市町村課）…………… 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 3

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 3

地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について（監査委員事務局）…………… 4

公告

証券の紛失（税務課）…………… 5

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）…………… 5

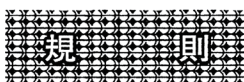
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）…………… 6

随意契約の相手方の決定（建設政策課技術管理室）…………… 6

随意契約の相手方の決定（会計課）…………… 6

土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）…………… 7

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 8



勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則等の一部を改正する規則
(勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則（昭和26年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「かつ」及び「記名押印し、又は署名して」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年長野県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「記載し、かつ、審査請求人が記名押印し、又は署名しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第7条第10項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

第14条第4項中「、かつ」及び「記名押印し、又は署名して、」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する異議の審査の請求に関する規則の一部改正)

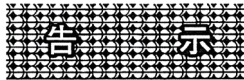
第3条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する異議の審査の請求に関する規則（昭和48年長野県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則第2項中「、かつ」及び「記名押印し、又は署名して、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第242号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び木曾町役場に備え置きます。

令和3年4月19日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
中谷（2）	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	木曾郡木曾町	新開		6549番1	1号
		〃	〃		6550番1	2号
		〃	〃		6550番3	3号及び4号
		〃	〃		6483番口	5号
		〃	〃		6487番8	6号
		〃	〃		6550番3地先道路敷	7号
		〃	〃		6507番1	8号
		〃	〃		6507番二	9号
					6511番5	10号

砂防課

長野県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和3年4月19日

長野県知事 阿 部 守 一

受託者

氏 名	住 所	委 託 期 間
弁護士法人ブレイン ハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1 号 新国際ビル4階	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県佐久地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和3年3月31日付けで佐久広域連合の規約の変更を許可しました。

令和3年4月19日

長野県佐久地域振興局長 高 橋 功